

適合性検査申込に係る承諾事項

一般財団法人 電気安全環境研究所

お申込みにあたって、次の事項を承諾していただいた後、申込書をご提出いただくようお願い申し上げます。

【認証（適合性検査証明書）に関する事項】

1. 消費生活製品安全法の第十一条「基準適合義務等」の要求事項を遵守すること。
2. 次の掲げる事項を含み、評価実施のために必要な準備をしていただくこと。
 - 適合性検査を行うために必要と認められる申込者側の区域への立入り
 - 評価の目的（例えば、製品試験、設備等確認）のための従業員との接触
 - 苦情の解決を目的とした調査
 - 認証される製品の評価に必要なすべての情報の提供
3. 認証の表明は、交付された認証（適合性検査証明書）の範囲のみに限定すること。
4. J E T の評価を損なうような方法で製品認証を使用しないこと。
5. J E T が認めていない方法又は誤解を招く方法で製品認証の表明をしないこと。
6. 「製品が該当規格に適合して認証されている」ことを示すためのみに「認証」を使用すること。
7. 証明書又は報告書の全部又はその一部を、誤解を招く方法で使用しないこと。
8. 文書、パンフレット、広告等の情報メディアで製品認証について掲載するときは、J E T の要求事項に従うこと。
9. 申込者は、認証を与えられた製品（以下「認証製品」という。）に関連するすべての苦情の記録を維持管理すること。
10. 上記9.号の記録をJ E T が必要な場合に利用できること。
11. 申込者は、苦情及び認証製品から発見されたすべての欠陥に関して適切な処置をとること。
12. 上記11.号で実施した活動を文書化すること。
13. 認証後（適合性検査証明書交付後）、登録情報（認証申込者、認証製品及び証明書番号）を公表することがある。
14. J E T は、法律に基づいて機密の開示を求められた場合には、開示を求められた事項について申込者に通知した後に開示することができる。

【適合性検査の不適合に関する事項】

15. 製品試験又は検査設備確認において不適合が認められたときは、適合性検査の不適合（改善）についてお知らせします。改善により継続して検査をご希望の場合には、お知らせ後40日以内にお申込みいただきます。ただし、改善のお申込みは2回までとなります。

【申込み及び試験品に関する事項】

16. この申込みは、試験品、必要書類及び認証費用概算額受領後に完了します。
17. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたものとします。
18. 試験品の受け渡しは、横浜又は関西の何れかの事業所とします。J E T より指定のあった事業所に送付願います。なお、これに関する輸送についての責任は申込者とします。
19. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があつて、J E T が申込者にこの旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
20. J E T は、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、J E T は一切その責任を負わないものとします。また、返還時にやむを得ず梱包数が増減することがあります。
21. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、J E T で廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。
22. J E T は、申込者から知り得た製品等及びその製造に関する一切の情報を適合性検査業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は申込者の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らしません。ただし、申込時に公知であった情報、申込後にJ E T の故意又は過失によらずに公知になった情報及びJ E T が第三者から適法に取得した情報は除きます。

【電子ファイル申請に関する事項】

23. 必要な情報を記入され、必要な箇所へ署名又は捺印をされた申込み書類を、電子ファイルにて送付し申込みをされる場合、申込み書類原本送付と同一扱いにて受付を行います。その場合、申込み書類記載原本については、申込者において必ず保管をして下さい。

以上